

大学院生を対象とした経済支援

入学料・授業料の免除等制度

1. 入学料の免除及び徴収猶予制度

次のような事情により、入学料の納入が困難な場合は、入学料の全額又は半額を免除又は徴収を一定期間猶予する制度があります。

- I. 経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- II. 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- III. 入学する者が生活保護世帯に属し、又は学資負担者が重度の病気で長期療養中である等相当と認められる場合

2. 授業料の免除及び徴収猶予制度

次のような事情により、授業料の納入が困難な場合は、授業料の全額又は半額を免除又は徴収を一定期間猶予する制度があります。

- I. 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- II. 学資負担者が入学前1年以内に死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納入が困難な場合

※上記1及び2の免除につきましては、免除実施可能額があるため、基準を満たしていても「不許可」となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

3. 本学独自の免除制度

《入学料免除》

対 象	内 容
博士後期課程	本人の申請に基づき選考の上、全額を免除する。

《授業料免除》

対 象	内 容
博士前期課程	本学大学院博士後期課程に進学予定の者は、本人の申請に基づき選考の上、全額を免除する。
博士後期課程	本人の申請に基づき選考の上、全額又は半額を免除する。

【免除及び奨学金等の担当窓口】

北見工業大学学務課学生支援担当

TEL : 0157-26-9183

E-mail : gakusei09@desk.kitami-it.ac.jp

奨学金制度

1. 本学独自の奨学金制度

①北見工業大学大学院学生奨学金

対象	申請資格	最高支給月額
博士前期課程	①大学院修了後、北見市内の企業で3年間以上働く意志のある者 ②最高支給月額を超える他の奨学金を受けていない者(他の奨学金とは、返還義務のない奨学金とする)	40,000円
博士後期課程	①社会人入学者以外の学生 ②奨学金を支給されることにより学業の向上が図れると学長が認める者 ③最高支給月額を超える他の奨学金を受けていない者(他の奨学金とは、返還義務のない奨学金とする)	30,000円

②北見工業大学大学院博士後期課程学生奨学金

対象	申請資格	支給金額
博士後期課程	入学料又は授業料免除を申請し、全額が免除とならなかった者	左記の者が納入することとなった入学料及び授業料相当額
	本学学部研究生又は大学院博士前期課程に在学していた者で、在学中に博士後期課程進学予定であることを申し立てた者	左記の者が納入した ・学部研究生の入学料及び授業料相当額 ・博士前期課程の入学料相当額

2. 日本学生支援機構奨学金

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって経済的理由により修学困難な学生に学資を貸与するもので、卒業後に返還が義務付けられています。※金額は変更になる場合があります

対象	貸与月額	
	第一種奨学金	第二種奨学金
博士前期課程	50,000円又は88,000円から選択	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円から選択
博士後期課程	80,000円又は122,000円から選択	

その他

教育ローン

1. オリコ「学費サポートプラン」：大学との提携ローンで通常より低金利で利用できます。

2. その他の教育ローン

※担当窓口でリーフレット等ご用意しておりますが、詳しくは本学HPの「奨学金等」をご確認ください。